

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年12月27日

京都市長 門川 大作

京都市規則第140号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第9条市民協働政策推進室の款第4号中「市民参加推進フォーラム」を「京都市公有財産及び物品条例第13条に規定する委員会(室が所管する事務に関するものに限る。)及び市民参加推進フォーラム」に改める。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)